

診療報酬調査専門組織 医療機関等における消費税負担
に関する分科会（第20回） 議事次第

平成31年1月9日（水）14時00分～16時00分
於 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター大ホール（8階）

議 題

財源配分等に係る論点について

診療報酬調査専門組織 医療機関等における消費税負担に関する分科会座席表

日時:平成31年1月9日(水)14:00~16:00
 会場:TKP市ヶ谷カンファレンスセンター大ホール(8階)

速記

関係者席

中川
松本
猪口
伊藤
三井
森

川原 荒井 保険局長 渡辺 山本
分科会長 審議官 審議官

吉森
幸野
平川
間利子
田中

関係者席

五嶋 折本

歯科医療管理官	薬剤管理官	医療課企画官	保険医療企画調査室長	医療課長	保険局総務課長	医政局総務課長	医政局経済課長	医政局医療機器政策室長
---------	-------	--------	------------	------	---------	---------	---------	-------------

厚生労働省

厚生労働省

一般傍聴席・日比谷クラブ・厚生労働記者会

診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担

に関する分科会委員名簿

(平成31年1月9日現在)

公益、税制、会計有識者

荒井 耕	一橋大学大学院経営管理研究科教授
野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院教授
吉村 政穂	一橋大学大学院法学研究科教授
川原 丈貴	川原経営総合センター代表取締役社長

支払側委員

吉森 俊和	全国健康保険協会理事
幸野 庄司	健康保険組合連合会理事
平川 則男	日本労働組合総連合会総合政策局長
間利子 晃一	日本経済団体連合会経済政策本部主幹
田中 伸一	全日本海員組合組合長代行
榊原 純夫	愛知県半田市長

診療側委員

中川 俊男	日本医師会副会長
松本 吉郎	日本医師会常任理事
猪口 雄二	全日本病院協会会長
伊藤 伸一	日本医療法人協会会長代行
三井 博晶	日本歯科医師会常務理事
森 昌平	日本薬剤師会副会長

医薬品、材料関係団体

折本 健次	明祥株式会社代表取締役社長執行役員
五嶋 淳夫	株式会社やよい代表取締役社長

財源配分等に係る論点について

【1】改定率（消費税率8 - 10%の2%分）

（財源額の表示は満年度分）

全体改定率	+ 0.88%	（約4,100億円）
診療報酬本体改定率	+ 0.41%	（約1,900億円）
各科改定率		
医科	+ 0.48%	（約1,600億円）（1）
歯科	+ 0.57%	（約200億円）
調剤	+ 0.12%	（約100億円）
薬価・材料価格改定率	+ 0.47%	（約2,200億円）（2）
薬価	+ 0.42%	（約1,900億円）
材料価格	+ 0.06%	（約300億円）

（1）医科改定財源は、訪問看護の改定財源（約6億円）を含む。

（2）四捨五入の関係で、改定率の内訳と合計が一致していない。

【2】改定率の計算式（消費税率8 - 10%の2%分）

（課税経費率は2016年度の実績）

< 報酬本体 >

$$\{ 22.74\% \text{ (課税経費率)} - 0.55\% \text{ (給食材料費分)} \} \times 2/108 = 0.41\%$$

< 薬価 >

$$22.52\% \text{ (医薬品費分)} \times 2/108 = 0.42\%$$

< 材料価格 >

$$3.03\% \text{ (特定保険医療材料費分)} \times 2/108 = 0.06\%$$

（ ）食料品が軽減税率の対象（消費税率8%のまま）となるため、課税経費率から給食材料費分を除く。

【3】消費税率5 - 8%の3%分の見直しを含めた今回の改定財源額（本体のみ）

（財源額の表示は満年度分）

診療報酬本体改定財源額	約4,700億円
医科	約4,000億円
歯科	約400億円
調剤	約300億円

【4】報酬本体における医科の病院・診療所間の財源配分

病院・診療所間の財源配分は、「議論の整理」に基づき、

＜病院・診療所それぞれの医療費シェア＞ × ＜病院・診療所それぞれの課税経費率＞

の比に応じて行う。ただし、食料品が軽減税率の対象であるため、課税経費率のうち給食材料費について、消費税率5 - 8%部分の計算には含めるが、消費税率8 - 10%の部分の計算からは除く。

（医療費シェア、課税経費率は2016年度の実績）

	消費税率	病院	診療所
【配分比】	5 - 8%	52.8% × 27.8%	20.7% × 22.2%
	8 - 10%	52.8% × 26.9%	20.7% × 21.8%
【財源額】	5 - 8%	約1,800億円	約600億円
	8 - 10%	約1,200億円	約400億円
	合計	約3,000億円	約1,000億円

【5】 初・再診料の配点について

「議論の整理」において、初・再診料については、「診療所に配分される財源について、ほぼ全額を初・再診料に充てるのではなく、まず無床診療所（補てん項目は初・再診料のみ）の補てんを考慮して、初・再診料に配分を行うこととし、病院における初・再診料と入院料の比率を変え、入院料の割合を高めることとする。」とされたところ。

「議論の整理」に基づいて、無床診療所の収支構造を踏まえると、初・再診料の上乗せ率は以下の通りになる。



< 費用面 >	
課税経費率	21.0%
消費税率増加分	5/105
< 収入面 >	
収入に占める初・再診料のシェア	18.2%
よって、初・再診料の上乗せ率は、	
$(21.0\% \times 5/105) \div 18.2\%$	5.5%

課税経費率及び初・再診料シェアは、2016年度の実績。

課税経費率及び初・再診料のシェアについては、今回は消費税率5・10%部分の補てん上乗せを見直すものであるため、費用及び収入から、消費税率5%超部分の消費税負担相当額及び診療報酬補てん額を除外した上で算出する。

今回補てん対象となる消費税率増加分は、5/105（分母となる補てん前の費用が、税抜100%の金額ではなく、5%までの税込105%の金額であるため。）。

なお、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乗せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点には留意。

【6】配点に際しての入院基本料・特定入院料の分類

「議論の整理」において、「入院料に充てられる財源について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアも考慮して、消費税負担に見合う補てん点数を決定することとする。」とされたが、入院基本料と特定入院料の補てん点数の決定方法の詳細等については、検討事項となっていたところ。

入院基本料については、

- ・ 一般病棟入院基本料・療養病棟入院基本料について、療養病床の割合で病院を分類して課税経費率をみる
 - ・ 精神病棟入院基本料について、精神科病院の課税経費率をみる
- といった見直しを行うことで、より実態に即した形で、課税経費率の算出が可能。

それぞれの課税経費率に応じて、入院料シェアをみていくことになるが、特定入院料については、種類が多く、病院ごとに算定する項目も様々。この点、入院基本料及び特定入院料に係る入院料シェア及びそれぞれの上乗せ率を算出するに当たっては、特定入院料の機能を踏まえて一定の分類を行い、それらと親和性の高いと考えられる入院基本料と同じ分類とみなして、特定入院料の入院料シェア及び上乗せ率を算出した上で、入院基本料ごとの入院料シェア及び上乗せ率を算出することとしてはどうか。

< 入院基本料と特定入院料の対応関係に基づく分類 >

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| ・ 急性期一般入院料（旧一般病棟7対1、10対1入院基本料）と同一 | 救命救急入院料 1 等 |
| ・ 地域一般入院料（旧一般病棟13対1、15対1入院基本料）と同一 | 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 等 |
| ・ 精神病棟10対1、13対1入院基本料と同一 | 精神科救急入院料 1 等 |
| ・ 精神病棟15～20対1入院基本料と同一 | 精神療養病棟入院料 等 |

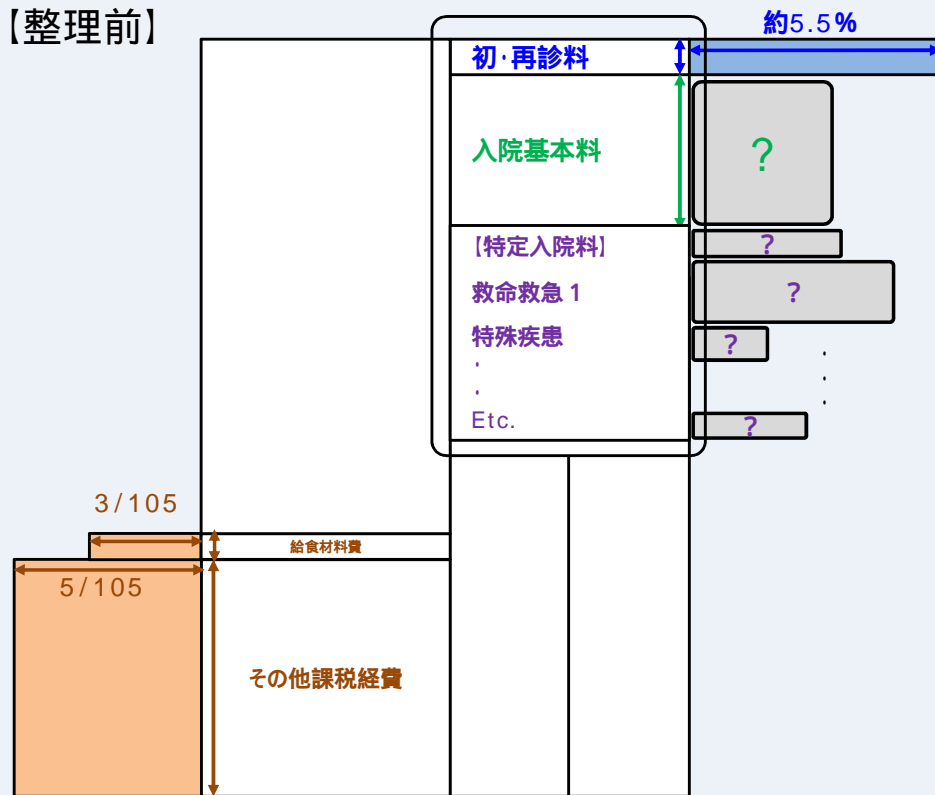
特定入院料の具体的な分類案については、別添を参照。

入院基本料・特定入院料の配点について

特定入院料は種類が多く、病院ごとに算定する項目も様々であり、消費税負担と入院料シェアのバランスをみながら、個別の特定入院料ごとに上乗せ率を算出することは困難。そのため、前頁で説明の通り、特定入院料を大きく4分類に括ることで、以下の図のように病院の収入構造を整理する。

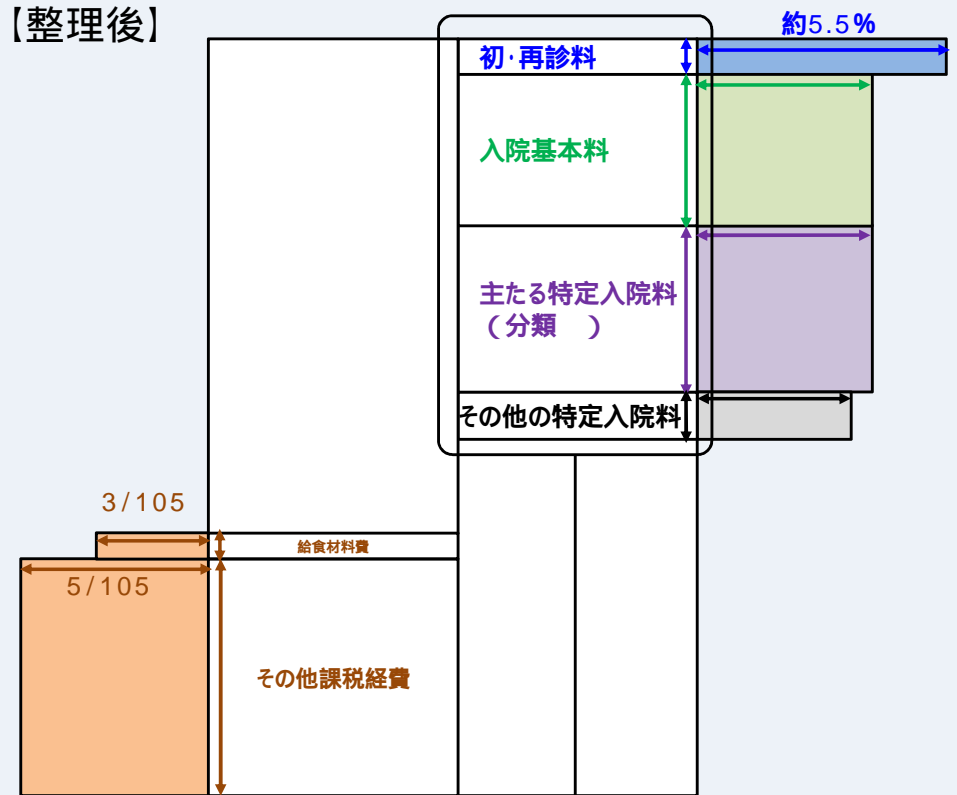
< 一般病院（急性期一般入院料届出）の場合 >

【整理前】



多数の特定入院料が混在し、収入に占めるシェアも異なる。個々に上乗せ率を算出することが困難。

【整理後】



特定入院料を、当該医療機関で算定する主たる分類（図では分類）とその他の2つにまとめることができ、補てん対象の収入項目を初・再診料、入院基本料、主たる特定入院料、その他の特定入院料の4種類に集約。上乗せ率の算出が容易になる。

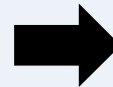
入院基本料・特定入院料の配点について

消費税補てんの収入と費用の構造は以下の表の通り。費用面の負担面積と、収入面の補てん面積が一致し、それに見合う各補てん項目の補てん面積と上乘せ率を求めることになる。

【整理前】

特定入院料が多数混在し、個々に上乘せ率を算出することが困難。

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	%	
入院基本料	?	%	?
特定入院料(救命1)	?	%	?
特定入院料(特殊疾患)	?	x%	?
⋮	⋮	⋮	⋮
Etc.	?	⋮	?
合計	—	%	
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	%	
その他の課税経費	5/105	%	
合計	—	%	



【整理後】

特定入院料が2種類になり、補てん項目が4種類に集約され、上乘せ率の算出が容易になる。

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	%	
入院基本料	?	%	
特定入院料()	?	%	
その他の特定入院料	?	x%	xx
合計	—	%	
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	%	
その他の課税経費	5/105	%	
合計	—	%	

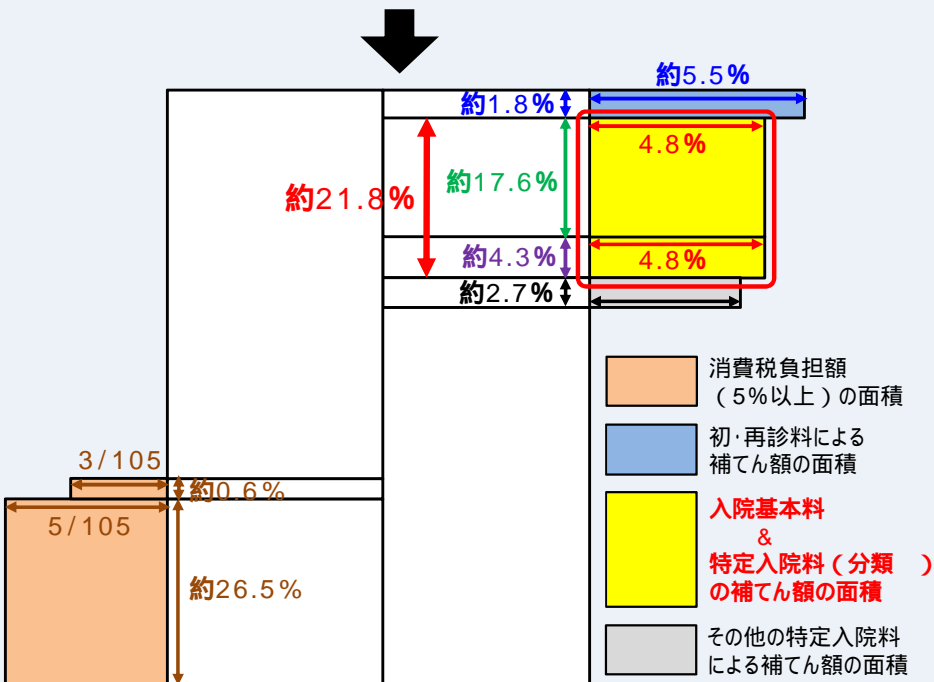
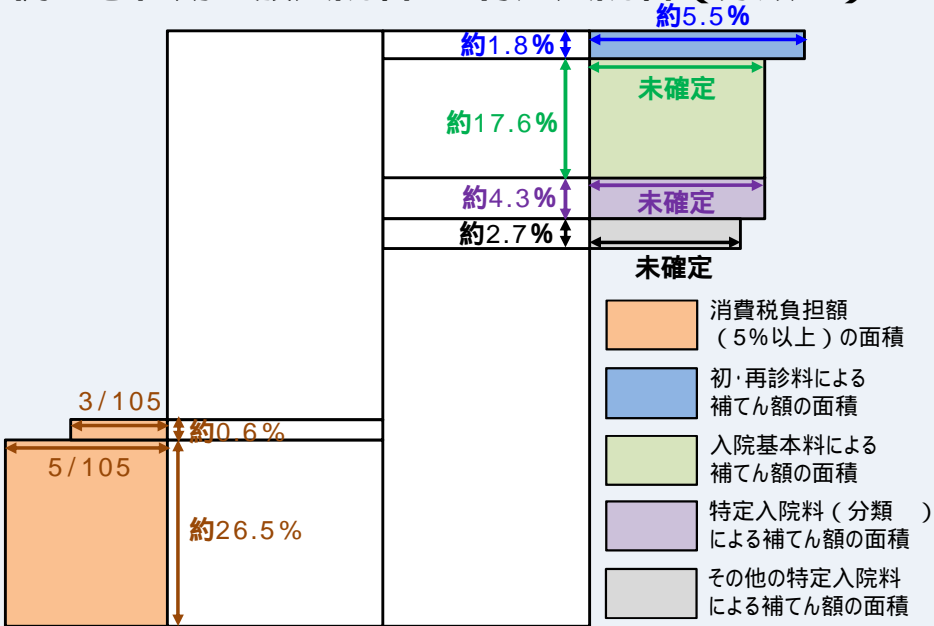
一定の条件の下、面積を算出(次頁参照。)

課税経費率及び入院料シェアについては、5 10%部分の補てん上乘せの土台となるため、費用および収入から、消費税率5%超部分の消費税負担相当額及び診療報酬補てん額を除外して算出する。

今回補てん対象となる消費税率増加分は、給食材料費については3/105、その他の課税経費については5/105(分母となる補てん前の費用が、税抜100%の金額ではなく、5%までの税込105%の金額であるため)。

入院基本料・特定入院料の配点について

例：急性期一般入院料 & 特定入院料（分類）の上乗せ率を算出する場合



急性期一般入院料 & 特定入院料（分類）

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00097
入院基本料	未確定	17.6%	未確定
特定入院料()	未確定	4.3%	未確定
其他の特定入院料	未確定	2.7%	未確定
合計	—	26.4%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
其他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.2%	0.01281

(1) 入院基本料と特定入院料(分類)をまとめて、収入を占めるシェアを合算する。
 $17.6\% + 4.3\% = 21.8\%$

急性期一般入院料 & 特定入院料（分類）

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00097
入院基本料 特定入院料()	4.8%	21.8%	0.01051
其他の特定入院料	—	2.7%	0.00132
合計	—	26.4%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
其他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.2%	0.01281

(3) をまとめた補てん面積を、収入に占めるシェアで除し、上乗せ率を算出。
 $0.01051 \div 21.8\% = 4.8\%$

(2) 未確定 ~ の面積合計は、
 $0.01281 - 0.00097 = 0.01183$
 うち、 を一つとみなし、収入に占めるシェアの比(21.8% : 2.7%)を用いて ~ の面積合計を按分。 の面積は、
 $0.01183 \times 21.8 / (21.8 + 2.7) = 0.01051$

四捨五入の関係で各数値の内訳と合計の表記が一致しない場合有り。

入院基本料・特定入院料の配点について

前頁と同様の手法を用いて、分類 ～ に該当する入院基本料と特定入院料についても、上乘せ率が算出できる。分類 ～ の上乘せ率は以下の通り。

なお、一般病棟入院基本料については、今回の改定においては急性期一般入院料 1～7 又は地域一般入院料 1～3 についての上乗せ率となる点に留意。

また、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乘せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点にも留意。

急性期一般入院料 & 特定入院料(分類)

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00097
入院基本料 特定入院料(分類)	4.8%	21.8%	0.01051
その他の特定入院料		2.7%	0.00132
合計	—	26.4%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

地域一般入院料 & 特定入院料(分類)

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	2.4%	0.00134
入院基本料 特定入院料(分類)	4.0%	24.7%	0.00933
その他の特定入院料		3.8%	0.00153
合計	—	30.9%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

精神病棟入院基本料(10対1・13対1) & 特定入院料(分類)

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.1%	0.00058
入院基本料 特定入院料(分類)	2.6%	27.3%	0.00721
その他の特定入院料		11.9%	0.00313
合計	—	40.2%	0.01092
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	3.3%	0.00094
その他の課税経費	5/105	21.0%	0.00998
合計	—	24.3%	0.01092

精神病棟入院基本料(15対1以下) & 特定入院料(分類)

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初再・診料	5.5%	1.0%	0.00053
入院基本料 特定入院料(分類)	2.2%	40.8%	0.00876
その他の特定入院料		7.6%	0.00163
合計	—	49.3%	0.01092
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	3.3%	0.00094
その他の課税経費	5/105	21.0%	0.00998
合計	—	24.3%	0.01092

入院基本料・特定入院料の配点について

特定入院料4分類の上乗せ率が全て決まると、4分類以外の残る入院基本料について上乗せ率の算出が自動的に可能となる。

なお、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乗せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点には留意。

急性期・地域一般入院料 (1)

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00099
入院基本料	4.9%	17.7%	0.00868
特定入院料()	4.8%	4.2%	0.00200
特定入院料()	4.0%	2.7%	0.00109
特定入院料()	2.6%	0.1%	0.00002
特定入院料()	2.2%	0.1%	0.00002
合計	—	26.5%	0.01281
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

療養病棟入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.4%	0.00075
入院基本料	1.5%	42.8%	0.00627
特定入院料()	4.8%	0.9%	0.00041
特定入院料()	4.0%	7.6%	0.00306
特定入院料()	2.6%	0.0%	0.00000
特定入院料()	2.2%	0.0%	0.00000
合計	—	52.6%	0.01049
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	1.5%	0.00043
その他の課税経費	5/105	21.1%	0.01005
合計	—	22.6%	0.01049

精神病棟入院基本料 (2)

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.0%	0.00053
入院基本料	1.9%	20.0%	0.00383
特定入院料()	4.8%	0.5%	0.00022
特定入院料()	4.0%	0.0%	0.00000
特定入院料()	2.6%	7.1%	0.00188
特定入院料()	2.2%	20.8%	0.00446
合計	—	49.3%	0.01092
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	3.3%	0.00094
その他の課税経費	5/105	21.0%	0.00998
合計	—	24.3%	0.01092

特定機能病院入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.0%	0.00055
入院基本料	8.8%	13.3%	0.01171
特定入院料()	4.8%	4.6%	0.00224
特定入院料()	4.0%	0.0%	0.00001
特定入院料()	2.6%	0.1%	0.00002
特定入院料()	2.2%	0.0%	0.00000
合計	—	19.0%	0.01452
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.3%	0.00010
その他の課税経費	5/105	30.3%	0.01442
合計	—	30.6%	0.01452

結核病棟入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.4%	0.00076
入院基本料	5.1%	19.3%	0.00991
特定入院料()	4.8%	4.2%	0.00201
特定入院料()	4.0%	1.4%	0.00057
特定入院料()	2.6%	0.0%	0.00000
特定入院料()	2.2%	0.1%	0.00002
合計	—	26.4%	0.01327
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	27.5%	0.01309
合計	—	28.1%	0.01327

専門病院入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	0.8%	0.00042
入院基本料	5.9%	17.4%	0.01026
特定入院料()	4.8%	4.4%	0.00213
特定入院料()	4.0%	0.0%	0.00000
特定入院料()	2.6%	0.0%	0.00000
特定入院料()	2.2%	0.0%	0.00000
合計	—	22.6%	0.01281
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

障害者施設等入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.4%	0.00076
入院基本料	2.9%	26.0%	0.00751
特定入院料()	4.8%	2.5%	0.00119
特定入院料()	4.0%	5.2%	0.00208
特定入院料()	2.6%	1.0%	0.00027
特定入院料()	2.2%	0.9%	0.00018
合計	—	36.9%	0.01200
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	1.2%	0.00033
その他の課税経費	5/105	24.5%	0.01167
合計	—	25.7%	0.01200

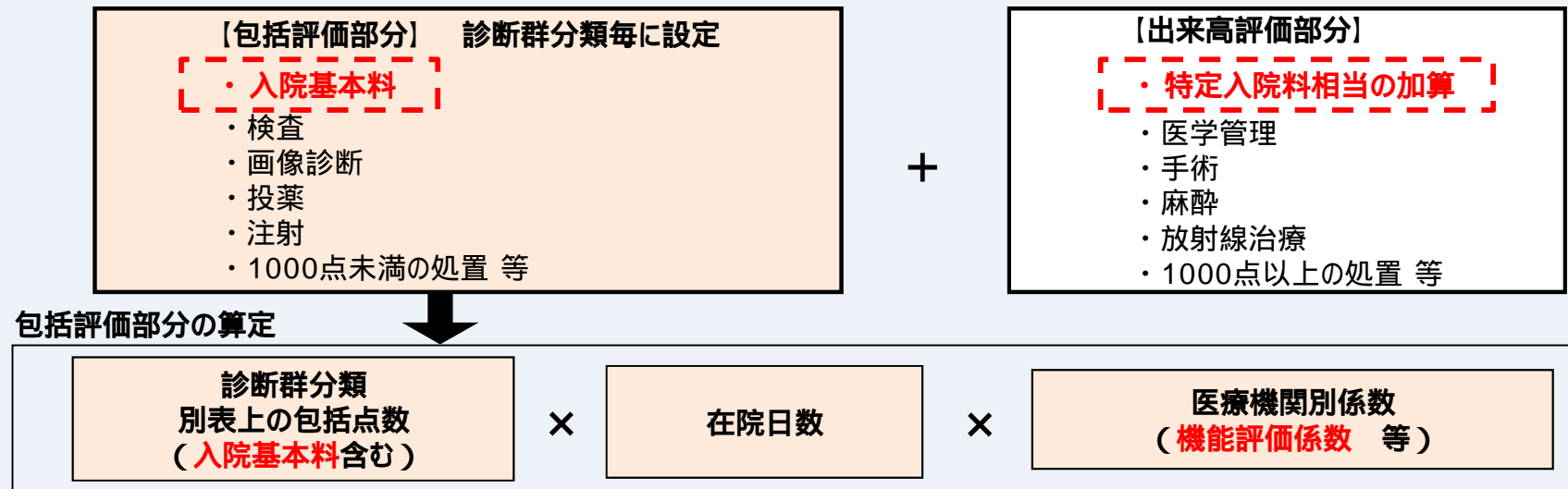
(1) データ抽出対象は、分類 と分類 の急性期・地域一般入院料を算定している病院。ここで算出される入院基本料の上乗せ率は、分類 と分類 以外の急性期・地域一般入院料（特別入院基本料）に適用。

(2) データ抽出対象は、分類 と分類 の精神病棟入院基本料を算定している病院。ここで算出される入院基本料の上乗せ率は、分類 と分類 以外の精神病棟入院基本料（特別入院基本料）に適用。

四捨五入の関係で各数値の内訳と合計の表記が一致しない場合有り。

【7】DPCの取扱いについて

DPCの消費税補てんの構造は以下の通り。赤字部分に消費税補てん要素が含まれると整理されている。



入院基本料については、診断群分類上の包括点数に含まれる。また包括点数上は一般病棟10：1入院基本料をベースとした点数になっているが、機能評価係数により、実際に届け出ている入院基本料の出来高の補てん点数へ補正がされる。

特定入院料については、入院基本料（包括点数に内包）と特定入院料相当の加算を合わせて、出来高の特定入院料と同様の消費税補てん点数が含まれる。

以上の構造を踏まえて、DPCの入院料見合いの消費税引上げ対応については、2014年度改定と同様としてはどうか。つまり、出来高の各入院料と同じ上乘せ相当分を、DPCの点数と係数に含めることとしてはどうか。

【8】 訪問看護への財源配分

訪問看護の医療費シェアは、各科の財源配分において医科の医療費シェアに含まれており、上記財源は、従前と同様に医科の財源から配分する。

補てん対象の項目については、過去の改定と同様に、訪問看護ステーションが算定する「訪問看護管理療養費」について、引き上げを行うこととしてはどうか。

上乗せ金額については、2014年度改定時は、訪問看護管理療養費全体の算定回数を勘案し、月の初日の訪問の場合は一律100円、月の2日目以降の訪問の場合は30円の上乗せとしていたが、2019年度改定に当たっては、各項目自体に金額差があることを踏まえて、消費税補てん上乗せ金額についても、一定程度の金額差を設けることも検討してはどうか。

< 参考 > 訪問看護管理療養費（現行）

単位：円

項目	金額	消費税分
訪問看護管理療養費 イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1（月の初日の訪問の場合）	12,400	100
訪問看護管理療養費 ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2（月の初日の訪問の場合）	9,400	100
訪問看護管理療養費 ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3（月の初日の訪問の場合）	8,400	() 100
訪問看護管理療養費 ニ イからハまで以外の場合（月の初日の訪問の場合）	7,400	100
訪問看護管理療養費（月の2日目以降の訪問の場合）	2,980	30

() 訪問看護管理療養費 ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3（月の初日の訪問の場合）については、平成26年度改定時には存在しなかった項目。月の初日の訪問の場合の他の項目と同様の金額としている。

DPC/PDPS の消費税の補てん点数に係る対応について

1. 概要

DPC/PDPS における診療報酬改定においては、診断群分類点数表（包括点数）や医療機関別係数（係数）を設定する。

今回の消費税引き上げに係る DPC/PDPS の対応について、薬価や材料価格に係る対応や、DPC/PDPS に係る改定は全医療機関のデータを用いるため一定の処理期間が必要である等を踏まえて具体的な対応を整理する。

2. 対応に係る検討

(1) DPC/PDPS に係る診療報酬改定

DPC/PDPS に係る診療報酬改定においては、臨床的知見に基づき見直した分類体系や医療機関から提出される直近の DPC データ及び 1 年に 1 回係数設定のために行う調査（定例報告）データを用いて包括点数や係数を設定している。

包括点数や係数を設定するにあたり、基礎となる個々の点数をデータに反映させるためには一定の処理期間が必要である。通常の 4 月に行われる診療報酬改定において、改定後の点数を、包括点数や係数に反映することは困難であり、改定率を踏まえて改定前の医科点数や薬価に基づき設定している。

2014 年度の消費税の対応においては、改定前の個別点数に基づく実績点数をベースとして、消費税引き上げ分の入院基本料、薬価、材料価格については、出来高相当点数を上乗せすることで改定している。ただし、薬価、材料価格は、上述の理由から、改定後の価格ではなく、一定の算出方法（ ）に基づき設定を行った。

一定の算出方法 = (包括点数に含まれる薬価・材料価格) × (1 - 平均乖離率) × 3/105

(2) 消費税引き上げに係る今回の診療報酬改定における位置づけ

- 今回の消費税引き上げに係る対応において設定する包括点数及び医療機関別係数を用いる期間は、2019 年 10 月から 2020 年 3 月までの 6 か月である。
- この 6 か月の点数及び係数について、全く新たな包括点数や係数を設定することは、
 - ・ 今回の改定は新規の医療技術の追加等を行っておらず、DPC/PDPS における分類体系の見直し等を行っていないこと
 - ・ 包括点数の大幅な入れ替わりが発生する可能性があること
 - ・ 医療機関に対し新たな調査（定例報告）を行う必要があること
 等の課題がある。
- 他方、今回の消費税引き上げに係る対応においては、従来 4 月に実施する診療報酬改定とは異なり、点数表等は 10 月から適応となるため、改定後の入院基本料、薬価、材料価格を踏まえて、包括点数や係数の設定を行う十分な期間を確保できる。

3. 対応方針（案）

今回改定の位置づけを踏まえ、今回の消費税引き上げ対応に係る DPC/PDPS の対応は、医療機関への新たな調査は行わずに、2018 年 4 月の包括点数の設定や 2019 年 4 月の係数設定で使用した実績や手法を基本とし、上乗せ分については、2014 年と同様の手法で対応する。つまり、入院基本料、薬価や材料価格については、出来高の上乗せ相当分を包括点数と係数に含める。なお、その際には改定後の薬価、材料価格を踏まえて設定する。